

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

○軽油引取税に係る特約業者の指定

○救急医療機関の変更

○電線共同溝を整備すべき道路の指定

○土地改良区役員の就任の届出

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○土地改良区の定款変更の認可

○海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)

議

○宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

○宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

○石巻広域都市計画南浜津波復興祈念公園四号事件裁決手続開始決定

収用委員会

○宮城県告示第四百六十一号

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第百二条の三第一項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

告示

宮城県告示第四百六十一号

宮城県告示第四百六十一号

宮城県告示第四百六十一号

宮城県告示第四百六十一号

宮城県知事 村井嘉浩

ページ

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所等の所在地	指定年月日
伊藤忠エネクスホー ムライフ東北株式会社	代表取締役 内海達朗	仙台市宮城野区榴岡三丁目四番 一号	平成三十一年四月一日

○宮城県告示第四百六十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した救急医療機関の開設者から、次のとおり所在地を変更した旨届出があった。

令和元年五月七日

宮城県知事 村井嘉浩

変更前	変更後	名称	所在地
仙台医療センター	仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野二丁目八番八号	仙台市宮城野区宮城野二丁目十一番十二号

○宮城県告示第四百六十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和元年五月七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月七日

宮城県知事 村井嘉浩

- 道路の種類 県道
- 路線名 古川佐沼線
- 道路の区域

指定区間	敷地の延長 (メートル)
大崎市古川七丁目一〇番地先から 同市古川十日町二八番一地先まで	六〇〇〇〇 (上り線三〇〇〇〇、 下り線三〇〇〇〇)

○宮城県告示第四百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和元年五月七日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口 浩 徳

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十一年三月二十九日	仲嶋 正雄	仙台市青葉区芋沢字田尻七十三番地	理事
平成三十一年三月二十九日	石垣 保治	仙台市青葉区芋沢字沢田下四十番地	理事

○宮城県告示第四百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大貫土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和元年五月七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小野 和 宏

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十一年四月一日	千葉 富男	大崎市田尻大貫字境十七番地	理事
平成三十一年四月一日	遠藤 毅一	大崎市田尻大貫字新田ノ目十八番地	理事
平成三十一年四月一日	石澤 健一	大崎市田尻大貫字上長根三十四番地	理事
平成三十一年四月一日	遠藤 靖之	大崎市田尻大貫字根山二十六番地	理事
平成三十一年四月一日	関場 有一	大崎市田尻大貫字宿下屋敷十九番地	理事
平成三十一年四月一日	高橋 博身	大崎市田尻大貫字上曲田三十一番地	監事
平成三十一年四月一日	高橋 俊一	大崎市田尻大貫字宿上屋敷九番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十一年三月三十一日	千葉 富男	大崎市田尻大貫字境十七番地	理事
平成三十一年三月三十一日	酒井 優一	大崎市田尻大貫字立田目木四十五番地	理事
平成三十一年三月三十一日	相澤 栄夫	大崎市田尻大貫字宿上屋敷四十七番地	理事
平成三十一年三月三十一日	遠藤 毅一	大崎市田尻大貫字新田ノ目十八番地	理事
平成三十一年三月三十一日	石澤 健一	大崎市田尻大貫字上長根三十四番地	理事
平成三十一年三月三十一日	高橋 博身	大崎市田尻大貫字上曲田三十一番地	監事
平成三十一年三月三十一日	高橋 俊一	大崎市田尻大貫字宿上屋敷九番地	監事

○宮城県告示第四百六十六号

大貫土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年四月二十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年五月七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小野 和 宏

○宮城県告示第四百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の石巻市水産物地方卸売市場石巻売場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年四月十五日次のとおり委託した。

令和元年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県石巻市魚町二丁目十四番地
石巻魚市場株式会社

二 委託期間

平成三十一年四月二十五日から令和二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年四月十五日次のとおり委託した。

令和元年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県気仙沼市市場前八番二十五号

気仙沼漁業協同組合

二 委託期間

平成三十一年四月二十五日から令和二年三月三十一日まで

議 会

○宮城県議会訓令甲第二号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年五月七日

宮城県議会議長 佐 藤 光 樹

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程（昭和五十一年三月二十六日宮城県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

様式第十号中「平成」を削り、「奈良」を「班長」に、「奈良」を「班員」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年五月一日から施行する。

○宮城県議会訓令甲第三号

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年五月七日

宮城県議会議長 佐 藤 光 樹

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓

令

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程（平成十二年三月三十一日宮城県議会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。
様式第六号中「本条」を削る。

附 則

この訓令は、令和元年五月一日から施行する。

収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和元年5月7日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類及び名称

(1) 種類

石巻広域都市計画公園事業

(2) 名称

9・5・1号石巻南浜津波復興祈念公園

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県石巻市南浜町二丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
13番 2	畑	公衆用道路	92	92.00	92.00
17番 2	畑	公衆用道路	56	56.00	56.00
18番 2	畑	公衆用道路	59	59.00	59.00

4 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者	
氏名	住所
持分10分の3 坂藤ヒサ子	18237 Vanowen ST, Reseda, CA 91335 U.S.A. ただし、登記簿上の住所 宮城県仙台市青葉区霊屋下34番地
持分10分の3 山口としし	住所及び堂屋所不明 ただし、登記簿上の住所 宮城県仙台市青葉区宮町五丁目293番地 1

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁判手続の開始を決定した年月日
平成31年 4月19日